

2026年5月25日

各位

会社名 朝日印刷株式会社  
代表者名 代表取締役社長 朝日重紀  
(コード番号 3951 東証スタンダード)  
問合せ先 代表取締役副社長 広田敏幸  
(TEL. 076-421-1177)

## 役員報酬枠の変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり、2026年6月25日開催予定の第110回定時株主総会に役員報酬枠の変更を付議することを決議いたしましたのでお知らせします。

### 記

#### 1. 取締役の報酬枠変更の概要

当社の取締役の報酬限度額は、2006年6月29日開催の第90回定時株主総会において、月額30百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人部分は含まない。）とご承認いただいておりますが、「取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針」を改定し、役員賞与を導入することに伴い、取締役の報酬額を「年額360百万円以内（うち社外取締役分として100百万円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人部分は含まない。）」と変更することを付議いたします。

また、2017年6月29日開催の第101回定時株主総会において、業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（BBT (=Board Benefit Trust))」を当社の取締役（社外取締役を除く。）を対象として導入することについてご承認いただき、対象期間（3事業年度）ごとに当社が信託に拠出する金銭の上限として72百万円以内、取締役（社外取締役を除く。）に付与される1事業年度当たりのポイント数上限として12,000ポイント（2018年1月1日を効力発生日とする株式分割に伴い調整しております。）以内にご承認いただいております。今般、役員報酬制度全体の改定の一環として、株主の皆様との価値共有を図ることを目的に株式報酬の構成比率を高めるため、1事業年度当たりのポイント数の上限を引き上げるとともに、株価の変動が信託により取得する株式数に与える影響を考慮し、当社が信託に拠出する金銭について金額上限を設けず、報酬等の額の具体的な算定方法を定めることとし、「1事業年度ごとに30,000ポイント以内」と変更することを付議いたします。

上記各変更につきましては、過半数を独立社外取締役で構成する指名・報酬諮問委員会の審議を経ており、2026年6月25日開催予定の第110回定時株主総会でのご承認後の取締役会において決議を予定しております当社の取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針（「3. 役員報酬制度の改定に関する参考情報」をご参照ください。）とも合致しております。

報酬構成	対象者	変更前	変更後
報酬	取締役	月額30百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人部分は含まない。）	年額360百万円以内（うち社外取締役分100百万円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人部分は含まない。）

報酬構成	対象者	変更前	変更後
株式報酬	取締役（社外取締役を除く。）	対象期間（3事業年度ごと）に信託へ拠出する資金の上限として72百万円以内 取締役（社外取締役を除く。）に付与される1事業年度当たりのポイント数の上限として12,000ポイント以内	合理的に見込んだ必要な数の株式を取得するために必要と認める資金を信託へ拠出する 取締役（社外取締役を除く。）に付与される1事業年度当たりのポイント数の上限として30,000ポイント以内

## 2. 業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（BBT（=Board Benefit Trust）」（以下、本2.において「本制度」といいます。）に係る変更

（主な変更箇所には下線を付しております。なお、当社の執行役員も、本制度の対象とします。）

### ① 本制度の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託（以下、本制度に基づき設定されている信託を「本信託」といいます。）を通じて取得され、取締役（社外取締役及び監査役は、本制度の対象外とします。以下、断りがない限り本2.において同じとします。）及び執行役員に対して、当社が定める役員株式給付規程に従って、当社株式が本信託を通じて給付される業績連動型株式報酬制度です。なお、取締役及び執行役員（以下、取締役と執行役員を合わせて本2.において「取締役等」といいます。）が当社株式の給付を受ける時期は、原則として取締役等の退任時となります。

### ② 本制度の対象者

取締役（社外取締役及び監査役は、本制度の対象外とします。）及び執行役員

### ③ 信託期間

2017年8月から本信託が終了するまで（なお、本信託の信託期間について、特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り本信託は継続します。本制度は、当社株式の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等により終了します。）

### ④ 信託金額

当社は、2018年3月末日で終了した事業年度から2020年3月末日で終了した事業年度までの3事業年度（以下、当該3事業年度の期間を「当初対象期間」といい、当初対象期間及び当初対象期間の経過後に開始する3事業年度の期間を、それぞれ「対象期間」といいます。）及びその後の各対象期間を対象として本制度を導入し、取締役への当社株式の給付を行うため、当社株式取得の原資として本信託設定時に、72百万円の金銭を本信託に拠出しております。

また、現在の対象期間（2027年3月末日で終了する事業年度から2029年3月末日で終了する事業年度までの3事業年度）及びその対象期間経過後も、本制度が終了するまでの間、当社は、原則として対象期間ごとに、本制度に基づく取締役等への給付を行うために必要な株式数を合理的に見込み、本信託が先行して取得するために必要と認める資金を本信託に追加拠出するものとします。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、すでに信託財産内に残存する当社株式（直前までの各対象期間に関して取締役等に対し給付されるべきポイント数に相当する当社株式で、取締役等に対する給付が未了であるものを除きます。）及び金銭（以下「残存株式等」といいます。）があるときは、残存株式等を考慮した上で、追加拠出額を算出するものとします。

当社が追加拠出を決定したときは、適時適切に開示いたします。

なお、当社は、これまで、変更前の本制度に基づき、取締役に対し、ポイントを付与しておりますところ、現在、本信託の信託財産内に残存する当社株式の数（ご参考として2026年4月30日時点で5,100株）を、取締役が付与済みでかつ給付未了のポイント数に相当する株式数（ご参考として2026年4月30日時点で20,122株）及び2026年3月末日で終了した事業年度に関して付与予定のポイント数に相当する株式数（12,000株以内）の合計が上回っております。このため、今般の変更に合わせて、当該差分に相当する数（27,022株以内。）の当社株式を取得するために合理的に必要と認める資金（ご参考として、2026年4月

30日の終値861円を適用した場合、最大約23百万円以内となります。)を本信託に追加拠出することにつきまして、2026年6月25日開催予定の第110回定時株主総会に付議いたします。

#### ⑤ 当社株式の取得方法及び取得株式数

本信託による当社株式の取得は、上記④により拠出された資金を原資として、取引所市場を通じて又は自己株式の処分を行う方式によりこれを実施することとし、新株発行は行いません。したがって、本信託における当社株式の取得に際し、当社の発行済株式総数が増加することなく、希薄化が生じることはありません。

なお、取締役等に付与されるポイント数の上限は、下記⑥に定めるとおり1事業年度当たり50,000ポイントであるため、各対象期間について本信託が取得する当社株式数の上限は150,000株となります。ただし、現在の対象期間(2027年3月末日で終了する事業年度から2029年3月末日で終了する事業年度までの3事業年度)におきましては、これとは別途、上記④に記載のとおり、本信託の信託財産内に残存する当社株式の数と、取締役に付与済みでかつ給付未了のポイント数に相当する株式数との差分に相当する数(27,022株以内)の当社株式につきましても、本信託による取得が行われる予定です。本信託による当社株式の取得につき、その詳細は、適時適切に開示いたします。

#### ⑥ 取締役等に給付される当社株式の数の算定方法

取締役等には、各事業年度につき、役員株式給付規程に基づき役位、業績達成度等を勘案して定まる数のポイントが付与されます。取締役等に付与される1事業年度分のポイントの合計は、50,000ポイント(うち、取締役分として30,000ポイント)を上限とします。これは、現行の役員報酬の支給水準、取締役等の員数の動向と今後の見込み等を総合的に考慮して決定したものであり、相当であるものと判断しております。

なお、取締役等に付与されるポイントは、下記⑦の当社株式の給付時に、1ポイント当たり当社普通株式1株に換算されます(ただし、2026年6月25日開催予定の第110回定時株主総会においてご承認いただいた後において、当社株式について、株式分割、株式併合、株式無償割当等が行われた場合、ポイント数の上限及び付与済みのポイント数又は換算比率について合理的な調整を行います。)

下記⑦の当社株式の給付に当たり基準となる取締役等のポイント数は、原則として、退任時までに当該取締役等に付与されたポイント数とします(以下、このようにして算出されたポイントを、「確定ポイント数」といいます。)

#### ⑦ 当社株式の給付

取締役等が退任し、役員株式給付規程に定める支給要件を満たした場合、当該取締役等は、所定の受益者確定手続を行うことにより、原則として上記⑥に記載のところに従って定められた「確定ポイント数」に応じた数の当社株式の給付を、退任後に本信託から受けます。

#### ⑧ 議決権行使

本信託が保有する当社株式に係る議決権は、信託管理人の指図に基づき、信託受託者が行使しないものとし、当社株主としての中立性を確保することを企図しています。

#### ⑨ 配当の取扱い

本信託勘定内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。なお、本信託が終了する場合において、本信託に残存する配当金等は、役員株式給付規程の定めに従って、その時点に存在する取締役等に対して、各々が所有するポイント数に応じて、按分して給付されることとなります。

#### ⑩ 信託終了時の取り扱い

本信託は、当社株式の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等の事由が発生した場合に終了します。

本信託終了時における本信託の残余財産のうち、当社株式については、全て当社が無償で取得した上で、取締役会決議により消却をすることを予定しています。本信託終了時における本信託の残余財産のうち、金銭については、上記⑨により取締役等に給付される金銭を除いた残額が当社に給付されます。

### 3. 役員報酬制度の改定に関する参考情報

2026年6月25日開催予定の第110回定時株主総会において、上記及び役員退職慰労金制度の廃止に係る議案が原案通り承認可決された場合には、「取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針」を以下のとお

り変更する予定でございます。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（下線は主な変更部分を示します。）

a. 役員報酬の基本方針

取締役（社外取締役を除く。）の報酬は、①固定報酬である基本報酬（月額）、②単年度の業績向上へのインセンティブである役員賞与（年額）、③中長期の当社業績を反映した業績連動報酬等及び非金銭報酬等である信託型株式報酬から構成する。なお、取締役（社外取締役を除く。）の種類別の報酬割合について、当社と同程度の事業規模や関連業種における報酬水準や世間の動向を踏まえて、各報酬の支給水準について適時見直しをすることにより、結果として、適切な割合となるよう努めるものとする。なお、社外取締役の報酬は、経営陣から独立した立場から経営の監督機能を担う役割であるため、業績連動報酬等、非金銭報酬等は支給せず、固定報酬である基本報酬（月額）を支給する。

なお、2026年6月25日開催の第110回定時株主総会終結の時をもって役員退職慰労金制度を廃止している。

b. 基本報酬（金銭報酬）に係る個人別の額の決定に関する方針

取締役（社外取締役を除く。）の基本報酬は、各取締役の職責や成果に応じ年度額を決定し、月次の報酬として支給する。社外取締役の基本報酬は、職責に相応しいものとし、各々の果たす役割、他の上場企業における水準等を考慮して個別に決定し、月次の報酬として支給する。

c. 業績連動報酬等に係る業績指標の内容の決定方針及び個人別の額または数の算定方法の決定に関する方針、並びに非金銭報酬等の内容及び個人別の額または数の算定方法の決定に関する方針

c-1. 役員賞与の内容の決定方針及び個人別の額または数の算定方法の決定に関する方針

取締役（社外取締役を除く。）の役員賞与は、単年度の業績向上へのインセンティブとして支給し、図表1のとおり各取締役の職責や成果に応じた基準額に対して、図表2のとおり評価対象期間における連結営業利益及び連結売上高の達成度に応じた0.0～2.0の業績評価係数を乗じることで決定し、支給する。

図表1. 役員賞与の基準額

役位	基準額（千円／年）
代表取締役社長執行役員	11,520
代表取締役副社長執行役員	6,720
取締役副社長執行役員	6,240
取締役専務執行役員	5,760
取締役常務執行役員	5,040

図表2. 役員賞与の業績評価係数

連結営業利益の達成度	連結売上高の達成度						
	-95%	95-97.5%	97.5-100%	100-102.5%	102.5-105%	105-110%	110%-
120%-	0.9	1.0	1.1	1.2	1.4	1.6	2.0
110%-120%	0.8	0.9	1.0	1.1	1.2	1.4	1.6
100%-110%	0.7	0.8	0.9	1.0	1.1	1.2	1.4
80%-100%	0.6	0.7	0.8	0.9	1.0	1.1	1.2
70%-80%	0.5	0.6	0.7	0.8	0.9	1.0	1.1
50%-70%	0.5	0.5	0.6	0.7	0.8	0.9	1.0
-50%	0.0	0.5	0.5	0.6	0.7	0.8	0.9

c-2. 株式報酬の内容及び個人別の額または数の算定方法の決定に関する方針

当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、取締役（社外取締役を除く。）が株価上昇によるメリットと株価下落リスクを株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、信託型株式報酬制度を導入し、当社が信託に拠出する金銭を原資として予め信託において当社株式を取得し、役員株式給付規程に基づき事業年度ごとにポイントを付与し、原則として退任時にポイントに応じた株式及び金銭を信託を通じて支給する。取締役（社外取締役を除く。）に付与するポイント数は、原則として、図表3のとおり役位に応じた役位ポイントに対して、図表4-1及び図表4-2のとおり評価対象期間における、業績評価係数を乗じて算出する。業績評価係数は次の算式に定めるとおりとする。

業績評価係数＝

$$\frac{\text{「連結営業利益達成度・連結売上高達成度係数」} \times 80\% + \text{「ROE係数」} \times 20\%}{1}$$

図表3. 株式報酬の役位ポイント

役位	役位ポイント
代表取締役社長執行役員	6,490
代表取締役副社長執行役員	3,790
取締役副社長執行役員	3,520
取締役専務執行役員	3,250
取締役常務執行役員	2,840

図表4-1. 株式報酬の業績評価係数（連結営業利益達成度・連結売上高達成度）

連結営業利益の達成度	連結売上高の達成度						
	-95%	95-97.5%	97.5-100%	100-102.5%	102.5-105%	105-110%	110%-
120%-	0.975	1.000	1.025	1.050	1.075	1.100	1.200
110%-120%	0.950	0.975	1.000	1.025	1.050	1.075	1.100
100%-110%	0.925	0.950	0.975	1.000	1.025	1.050	1.075
80%-100%	0.900	0.925	0.950	0.975	1.000	1.025	1.050
70%-80%	0.875	0.900	0.925	0.950	0.975	1.000	1.025
50%-70%	0.850	0.875	0.900	0.925	0.950	0.975	1.000
-50%	0.800	0.850	0.875	0.900	0.925	0.950	0.975

図表4-2. 株式報酬の業績評価係数（ROE）

以上	未満	業績評価係数
7%	～	1.20
6%	7%	1.10
5%	6%	1.00
4%	5%	0.90
～	4%	0.80

d. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定方法に関する事項

取締役の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、上記決定方針に沿って作成した原案について、独立社外取締役を主要な構成員とする指名・報酬諮問委員会の諮問・答申を受け、取締役会にてその整合性を確認したうえで決議していることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであり、相当であると判断しております。

なお、取締役の役員退職慰労金については、2026年6月25日開催の第110回定時株主総会の決議に従い、制度廃止前に確定した退職慰労金に限り、当該役員退職時に支給します。

## 業績連動報酬に関する事項

当社は持続的な企業価値の向上を実現するため、成長性や効率性の向上に努めており、取締役（社外取締役を除く。）の業績連動報酬においては連結営業利益及び連結売上高を、株式報酬においては連結営業利益、連結売上高及びROEを指標としています。当該業績評価指標を採用した理由は、中長期的な業績の向上への貢献を的確に反映する指標であると判断したことによるものです。

翌事業年度における業績連動報酬等に係る指標の目標は次のとおりです。

業績評価指標	目標（百万円）
連結営業利益	1,940
連結売上高	47,000
ROE	4.7%

以 上